

(平成24年2月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から55年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年7月から52年5月まで
② 昭和53年4月から55年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行った際に、役場の職員から付加年金にも加入するよう勧められたので、一緒に付加年金の加入手続も行った。

付加年金については、国民年金の被保険者となった時から加入し、途中で脱退したことや保険料を遅れて納付した記憶はなく、申立期間については付加保険料を納付していたはずであり、納付記録の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、付加年金加入後に途中で付加年金をやめたことはないとしているところ、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）及びA町における国民年金被保険者名簿において、付加年金を脱退し、再加入した記録は無い。

また、申立人の特殊台帳及びA町における国民年金被保険者名簿では、申立期間②前後の付加保険料が同町で納付されている上、当該期間の定額保険料が納期限内に納付されており、当該期間当時の申立人の生活状況に特段の変化は無かったと考えられることから、申立人は、当該期間の定額保険料と一緒に付加保険料についても納付したものと考えるのが自然である。

2 申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続を行った際、一緒に付加年金の加入手続も行ったとしているところ、申立人が昭和51年7月1日付けで国民年金に任意加入したことが申立人の年金手帳及びB町における申立人の国民年金被保険者名簿等で確認できるものの、申立人の特殊台帳には、52年6月に付加年金に加入したことが記録されている。

また、申立人は、自分が付加年金に加入した時、申立人の義母は既に付加年金に加入していたと述べているところ、その義母が付加年金に加入したのは、申立人が国民年金に加入した後の昭和 51 年 10 月であり、申立人の申立内容と一致しないことから、申立人が同年 7 月に国民年金加入と同時に付加年金に加入し、申立期間①の付加保険料を納付したものとは認め難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から同年3月までの期間及び45年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月から41年3月まで
② 昭和45年6月

私は昭和39年11月に会社を退職後、国民年金に加入し国民年金保険料をまとめて納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付し、申請免除期間144か月の保険料を追納するなど、申立人の保険料に係る納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、昭和41年7月頃、夫婦連番で強制加入被保険者として払い出されていることが確認できる上、申立人及びその夫は、共に51年10月から53年3月までの国民年金保険料を免除申請し、同期間の保険料を追納するなど、国民年金に係る手続を一緒に行っていたものと推認できる。

2 申立期間①について、A県では、国民年金保険料の未納者に対し、納付督促のため戸別徴収又は納付書配布を行っていたとすることから、昭和43年3月にA県へ転入した申立人及びその夫は、当該期間の保険料が未納となっていたため納付督促されたものと推認でき、申立期間①のうち、41年1月から同年3月まで、申立人の夫の保険料は納付済みになっていることを踏まえれば、同期間の申立人の保険料も納付されたものとするのが自然である。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和39年11月から40年12月までの

国民年金保険料は、申立人の夫も未納であり、同期間の保険料を申立人が納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②について、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）により、当該期間前後の国民年金保険料は現年度納付している上、昭和41年4月から47年3月までの保険料は、当該期間を除き3か月ごとに納付していることが確認でき、申立人の夫の保険料は納付済みになっていることから、当該期間の保険料のみ未納とされていることは不自然である。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から同年3月までの期間及び45年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年6月まで
② 昭和48年10月から49年6月まで

申立期間の私の国民年金保険料は、婚姻した頃に私の妻が遡ってまとめて納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納となっていた申立期間の国民年金保険料を、婚姻後に申立人の妻がまとめて納付してくれたと述べているところ、戸籍謄本により申立人は昭和50年9月*日に婚姻していること、及び申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人が国民年金へ再加入した進達が51年1月26日に行われていることが確認でき、この時点で申立人は申立期間②の保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人の妻は、自身の国民年金加入期間の保険料を全て納付していることがオンライン記録により確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立人に保険料の未納期間があることを知り、役所に相談して未納分の保険料をまとめて納付したと述べているところ、申立期間当時、A市では、希望者に対して窓口で過年度納付書を交付して、金融機関で納付するよう説明していたとしていることから、申立人の申立期間②の保険料を遡って納付したとする申立人の妻の主張に不自然さは無い。

さらに、i) 特殊台帳により昭和49年度の申立人の記録は、「納付5」と確認できるものの、53年度に作成されたA市における申立人の国民年金過年度納付記録には49年度欄に「納付8」と記載があり両者の記録に齟齬があるこ

と、ii) オンライン記録により、昭和47年7月から48年3月までの期間の国民年金保険料の納付記録が、平成20年9月に追加処理されていることが確認できることから、行政の記録管理が適切に行われていなかった状況がうかがえる。

一方、申立期間①について、婚姻時点では、当該期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年12月まで

私は、昭和56年度からA市役所の窓口で、自分で国民年金の免除申請に係る手続きを行ってきた。

毎年6月から8月頃、児童扶養手当の手続きのため同市役所へ行った際、一緒に国民年金の免除申請手続きも行っていた。

免除申請を開始した昭和56年度以降、申立期間を除くほかの期間は全て全額免除となっていることから免除の申請手続きが遅れたことは考えられず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年度以降、毎年6月から8月頃に国民年金保険料の免除申請手続きを行ってきたとしているが、オンライン記録、特殊台帳（マイクロフィルム）及び申立人が所持する国民年金保険料免除申請承認通知書により、申立人に係る59年度の免除承認期間がいずれも昭和60年1月から同年3月までとされていることが確認でき、これらの記録に齟齬は認められない。

また、申立期間当時、国民年金保険料申請免除の始期は、申請のあった日の属する月前の直近の基準月とされていたところ、オンライン記録により、申立人に係る昭和59年度の免除申請日が昭和60年3月26日であることが確認でき、同日における直近の基準月が同年1月であることから、申立期間が申請免除期間とされることはなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録により、申立人に対し、昭和60年9月10日付けで国民年金保険料の過年度納付書が作成されていること、及び当該納付書の作成日において保険料の過年度納付が可能な直近2年以内の申立人の国民年金加入期間について、申立期間以外は申請免除期間とされていることが確認でき、

当該過年度納付書は申立期間をその対象として作成されたものと推認できることから、申立期間が申請免除期間とされていたものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料等は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月から57年3月まで

私は、国民年金に係る通知を受け取り、両親の助言もあり、昭和55年2月頃にA市役所又はB市役所で国民年金の加入手続を行い、オレンジ色の年金手帳を受け取った。申立期間について、納付金額及び納付時期は明確ではないが、納付書により近隣のC銀行（当時）や郵便局で国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「初めて国民年金の加入手続を行った役所や状況について、当時多忙であったため記憶は曖昧である。」と述べている上、「申立期間において、A市からB市へ、さらに再びA市へ転居し、それぞれ住民票の異動手続を行ったと思うが、そのときに所持していたオレンジ色の年金手帳を持参し、国民年金の住所変更手続を行ったかは不明である。また、申立期間直後の昭和57年4月からD共済組合に加入したが、国民年金の被保険者資格の喪失手続を行った記憶がない。」と述べており、申立期間に係る国民年金の加入手続及び住所変更手続等について具体的な状況が明確ではない。

また、申立人は、「申立期間当時、国民年金保険料を納付したときに、E市に在住していた姉が同行してくれたことがある。」と述べているところ、申立人の姉から、「妹がA市内のC銀行又は郵便局で国民年金保険料を納付したときに、1回又は2回ぐらい同行したことがあり、そのときに妹が国民年金に加入していると言っていたことを記憶している。」との証言を得られたものの、オンライン記録、B市及びA市のいずれにおいても、申立人の国民年金の加入記録は確認できず、申立期間について、申立人に対し、国民年金手帳記号番号

が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、国民年金の未加入期間である申立期間について、国民年金保険料の納付書が発行されることはなく、申立人が保険料を納付することはできなかったものとするのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を確認できる資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4279（事案 3813 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
② 昭和 39 年 7 月 1 日から 47 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとされていたものの、受け取った記憶がないので、第三者委員会に申し立てたが、申立てが認められないとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受け取った記憶はなく、第三者委員会の通知には納得できないので、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が勤務していたA社（現在は、B社）の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約3か月後の昭和47年8月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないうこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成23年5月27日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、改めてB社に照会したものの、同社から申立人の主張を裏付ける新たな資料及び回答が得られず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』とされて

いる。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせるような事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立てに係る事業所の被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから約3か月後に支給決定がなされていることなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在する一方、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4280 (事案 3149 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 3 月 20 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 59 年 10 月 1 日から 61 年 11 月 1 日まで

昭和 57 年 3 月 20 日から 61 年 10 月 31 日まで A 社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が 57 年 4 月 1 日から 58 年 1 月 1 日までとなっていることから、加入記録が無い期間について、同保険の被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたところ、第三者委員会から、一部の期間については被保険者であったことが認められるものの、申立期間①及び②については被保険者であったことが認められないとの通知をもらった。

しかし、当初の申立てに対する第三者委員会の決定には納得できないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) A 社は平成 14 年 12 月 3 日に解散している上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できないこと、ii) 雇用保険の被保険者記録によると、申立人の同保険の被保険者資格取得日が昭和 57 年 4 月 1 日であることが確認できること、iii) 申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚 12 人に照会したところ、回答が得られた 5 人からは、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかったこと、また、申立期間②に係る申立てについては、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間②において同社に勤務していたことは推認できるが、i) 同社及び当時の事業主から申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できる資料等が得られないこと、ii) 申立人と同

時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚 12 人に照会したところ、回答が得られた 5 人からは、申立人の申立期間②における厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったこと、iii) 申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 12 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「当初の申立てに対する第三者委員会の決定に納得できない。申立期間②においても当該事業所が継続して事業を行っていたことに関する複数の資料を提出するので、再度調査してほしい。」と主張しているが、申立人から提出されたこれらの資料では、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できないことから、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、今回、新たに当該事業所の当時の取締役から回答が得られたものの、申立人の両申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4281（事案 2283 及び 3297 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月から 37 年 2 月 1 日まで

昭和 36 年 8 月から 37 年 7 月末日まで A 社（現在は、B 社）C 支店 D 作業所に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が同年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までとなっていることから、加入記録が無い期間について、同保険の被保険者であったことを認めてほしいと、これまで 2 回申立てしたところ、第三者委員会から、一部の期間については被保険者であったことが認められるものの、申立期間については被保険者であったことが認められないとの通知をもらった。

今回、B 社から在籍証明書が交付されたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間当時の A 社 C 支店 D 作業所の給与計算事務担当者は、同作業所には試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかったと供述していること、ii) 申立期間当時、同作業所に勤務していたことが確認できる同僚二人は、いずれも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得しておらず、同作業所では、入社後一定期間が経過した後に厚生年金保険に加入させていたと推認できること、iii) 申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 7 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てにおいて、申立人は、新たな資料を提出することなく、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと主張し

ているものの、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないこと等を理由として、この再申立てについても、既に当委員会の決定に基づく平成23年2月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料として、B社E本部Fセンターから交付された在籍証明書を提出しているものの、同センターは、「申立人から在籍証明書を交付するよう繰り返し要請があり、また、申立人から当社に申立人自身の年金記録及び申立人が所持する複数の資料が送付されてきたため、これらの資料を基に在籍証明書を作成した。しかし、申立人に交付した文書に記載してあるとおり、当社には申立人に関する資料が無く、申立人の勤務事実が確認できない。また、この在籍証明書は、申立人の申立期間における厚生年金保険料を給与から控除していたことを証明したものではない。」と回答していることから、この在籍証明書は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人は、当時の同僚二人の名前を挙げているが、その姓のみしか記憶していないことから個人を特定することができない上、今回新たに、申立期間当時、A社C支店D作業所に勤務していた同僚4人から回答が得られたものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4282 (事案 4198 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月25日から同年6月1日まで
② 昭和43年5月23日から44年6月1日まで

昭和40年4月9日から45年5月12日まで、A社(現在は、B社)においてC職として継続して勤務していたが、申立期間①及び②の年金記録が欠落している。

当時、職務上のけがにより、入院及びリハビリをしていた期間はあったが、会社を退職した覚えはないので、申立期間①及び②について年金記録を訂正してほしいと申し立てたが、第三者委員会から認められないとの通知をもらった。

今回、職務上のけがによる手術創痕等の写真及び医療機関による証明書を提出するので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 当時の事業主及び経理事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できないこと、ii) B社では、「当初、申立人を正社員として雇用していたが、長期間欠勤することが多かったため離職の扱いとした。その後、再度勤務したいと来社したため再雇用したことがある。」と回答している上、複数の同僚も同社と同様の回答をしていること、iii) 申立人は、申立期間②について、労災事故により休職していた期間である旨を主張しているが、申立期間②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成23年10月27日付けで

年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間②当時の職務上のけがによるものであるとする手術創痕等の写真及び医療機関による証明書を提出し、「再度調査してほしい。」と主張しているが、これらの資料からは、両申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できないことから、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないこと、及び今回、新たに当時の同僚一人から回答が得られたものの、申立人の両申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4283 (事案 306、1500、3134、3765 及び 4125 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 45 年 8 月まで
② 昭和 45 年 10 月から 48 年 5 月まで

申立期間①はA社に、申立期間②はB社にそれぞれ勤務していたが、両申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと、これまで5回申し立てたが認められなかった。

今回、私が両申立期間において厚生年金保険に加入していたことを証言してくれる者が新たに一人見つかったので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) オンライン記録によると、A社は昭和 50 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①は適用事業所でないことが確認できること、ii) 同社に照会したものの、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認できる関連資料や供述が得られないこと、iii) 元事業主の子及び同僚のほか、申立人の兄弟や申立人の友人に照会したものの、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を給与から控除されていたことを裏付ける関連資料や具体的な供述が得られないこと、また、申立期間②に係る申立てについては、i) B社に照会したものの、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認できる関連資料や供述が得られないこと、ii) 元事業主の妻及び子、申立人が勤務していたC事業所の所長のほか、申立人の兄弟や申立人の友人に照会したものの、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を給与から控除されていたことを裏付ける関連資料や具体的な供述が得られないこと、iii) オンライン記録により、申立期間②について、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複

数の同僚に照会したものの、いずれも「申立人の名前に記憶がなく、厚生年金保険の加入状況についても分からない。」と供述していること等を理由として、平成20年11月20日付け、21年11月20日付け、22年12月17日付け、23年5月13日付け及び同年9月9日付けで、既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、両申立期間当時の事情を知っているとする知人の名前を新たに挙げているところ、同人は、「私は、高等学校を卒業後、D県外で勤務していた。その後、昭和49年末頃にD県に戻っているが、申立人と知り合ったのは、その後のことである。両申立期間当時はD県内におらず、申立人の申立てに関する事情について何も知らない。」と供述していることから、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。